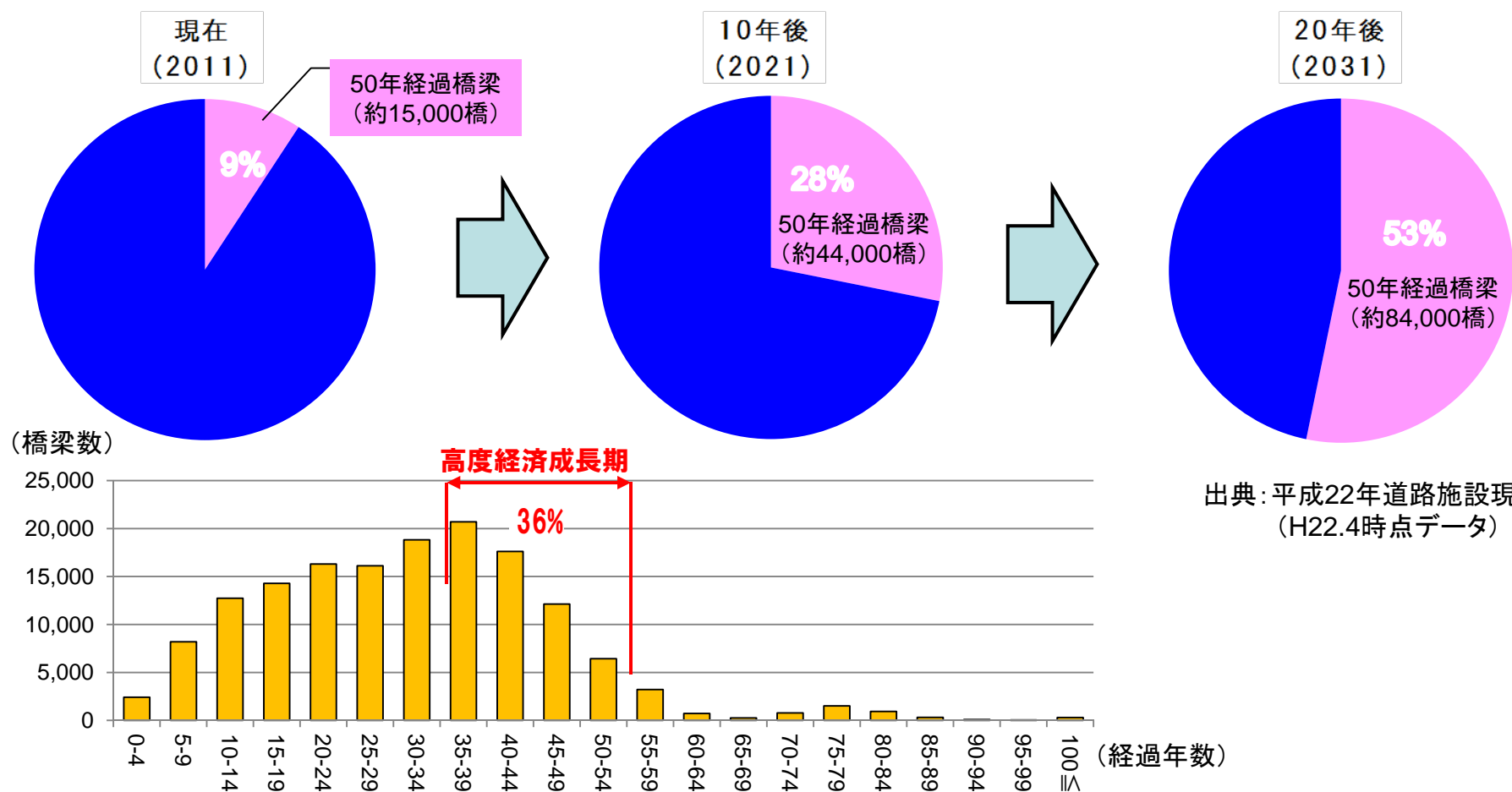


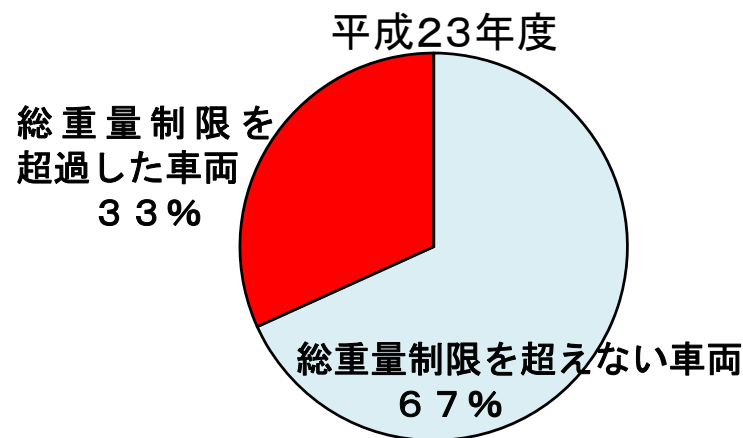
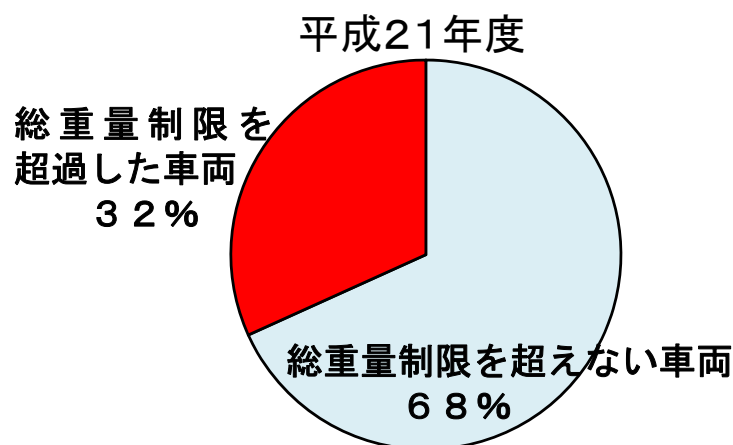
- ・我が国の橋梁(橋長15m以上)は約15.7万橋(約157,000橋)
- ・全国の橋梁における築後50年以上割合は9%存在(2011年時点)
10年後(2021年)には28%、20年後(2031年)には53%



出典:平成22年道路施設現況調査 (H22.4時点データ)

- ・車両重量自動計測装置の計測結果によると車両の3割強が総重量※制限を超過して通行しております。
- ・これはすべて特殊車両通行許可を得ていない車両であり、許可制度の適正な運用が求められています。

※総重量とは、車検証に記載された車両総重量を超え、かつ軸重が10tを超えたもの。



※総重量制限を超えない車両とは、適法に通行している車両と特殊車両通行許可申請すれば適法となる車両です。

○特殊車両通行許可について

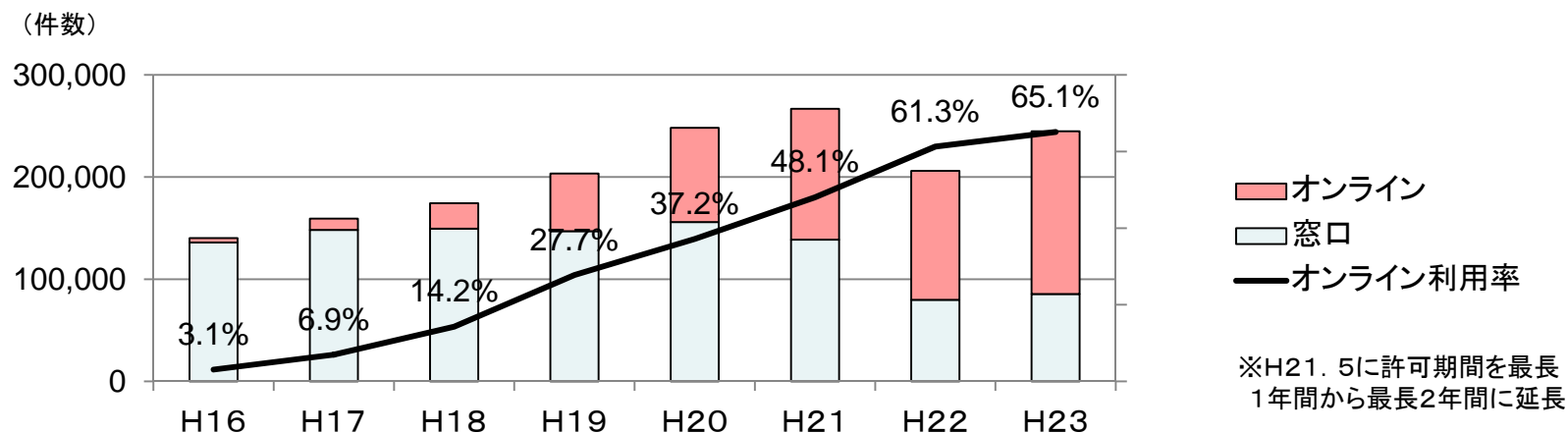
道路管理者は、特殊車両を通行させようとする者の申請に基づき審査のうえ、道路を通行する特殊車両の重量等によって通行経路ごとに許可します。したがって、特殊車両の通行にあたっては、許可の経路に限り通行が可能となります。

| 年度 | 指導警告書発出社数(延べ) | 指導警告書発出台数(延べ) |
|--------|---------------|---------------|
| 平成23年度 | 459 | 20,515 |

※指導警告書とは、車両重量自動計測装置により大型車両の通行実態について連続的にデータを取得し、繰り返し違反をする事業者等に対して警告を発する書面です。

特殊車両通行許可申請のオンライン利用状況

- ・国の国道事務所においては、オンライン申請システムを整備し改善を図り、全申請の約8割を受付しており、申請件数、オンライン利用率ともに増加しております。
- ・引き続き業界の協力を得つつオンライン申請の普及啓発に努めていくこととしています。



- ・重量等の制限を超えた車両は、死亡事故など重大事故につながりやすく、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会経済活動に多大な影響を与えます。

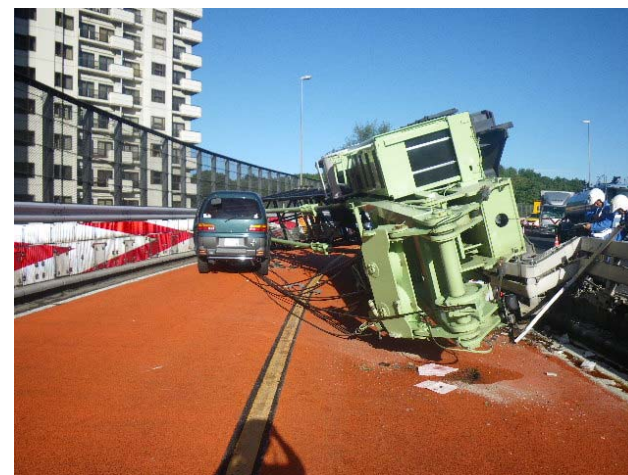
○平成23年9月22日

首都高速4号新宿線（港区元赤坂弁慶堀付近）

無許可（車両総重量64.9t）のセミトレーラが荷崩れを起し、積荷の重機が対向車線に落下した。

通行止め 約10時間

写真提供：首都高速道路（株）



○平成20年5月15日

国道17号（千代田区外神田万世橋付近）

許可条件（通行時間）違反のセミトレーラが荷崩れを起し、積荷の重機が歩道に落下し道路照明、防護柵を破壊した。

写真提供：関東地方整備局

